

見附市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 2 6 号

見附市議会議員定数条例の一部を改正する条例

見附市議会議員定数条例（平成 1 4 年見附市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

本則中「1 7 人」を「1 5 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の見附市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。